

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	手数料の減免申請
概 要	特定動物飼養許可を受けた者が当該特定動物を引き続き所有することができず、譲渡やその他の適正な処理ができない場合であって、それを引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがある場合、有償で引取ります。
根拠法令等 及び条項	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年4月1日条例第46号） 第13条
審査基準	市長が特別の事由があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	1日
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	事由を証明する書類を添えて提出してください。 （詳細は提出先にお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	
備 考	